

平成29年度労働行政運営方針の解説と企業対応【実務解説】

4月発表「地方労働行政運営方針」と近時の労働問題&改正点から解説

重要 ポイント 解説

“労働力不足”が深刻になるにつれ、従業員の労働に対する意識が変化し、さらに、長時間労働問題や年次有給休暇取得促進等の労働時間法制と雇用管理の厳格化、同一労働同一賃金問題、国会に提出された労働基準法・雇用保険法改正案など、政府の「働き方改革」が急ピッチで推し進められるなか、企業の対応は急務です！今年4月に発表される「平成29年度地方労働行政運営方針」を基に実務を解説！

ご案内

厚生労働省は毎年4月に「地方労働行政運営方針」を発表し、各都道府県の地方労働局の運営方針を示しています。地方労働局は、同方針を基に各都道府県の事情に即した「行政運営方針」を発表し、本年度の労働基準監督署の定期監督等における指導事項の重点項目が明らかになります。本方針は毎年重点項目等の内容が変化する部分が多く、政府が推進する「働き方改革」の進展に伴って、従来の雇用管理では対応できなくなっている部分もあるだけに、「労働行政が何を考えて、どのような行政活動を行なうのか」を読み解くことは企業経営の必須業務といえます。直近では長時間労働と過重労働が大きな問題となり、さらに今国会で労働基準法や雇用保険等の労働法令の改正が検討されているだけに、本年度の「地方労働行政運営方針」は大きく変化することが予想されます。

本セミナーは、企業の立場から労働問題や労基署対応等に精通する向井蘭弁護士をお招きし、今年4月に発表される「平成29年度地方労働行政運営方針」を中心に本年度の重点施策や企業に求められる取組みのほか、今国会で提出された「労働基準法改正案」等から労働行政の労働時間法制見直しの方向性を予測。さらに、期間雇用からの無期転換への対応が求められる「2018年問題」や、昨年12月発表の「同一労働同一賃金ガイドライン」など、企業が気を付けるべき問題と対応を実務に即して解説いたします。

開催日時 **2017年4月18日(火) 13:00~17:00**

会場 東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5 TEL.03-3813-6211代
※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 **41,040円(1名様につき)**

(消費税及び地方消費税3,040円を含む)

●同一申込書にて2名様以上参加の場合、

38,880円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税2,880円を含む)

※テキスト・コーヒーバーを含む。

主催 総合ユニコム株式会社

東京都中央区京橋2-10-2 ぬり彦ビル南館6階
TEL.03-3563-0025代 FAX.03-3564-2560

◆注意事項◆ 4月10日時点で、厚生労働省より地方労働行政運営方針が発表されない場合は開催を延期いたします。その際は弊社よりお申込者にご連絡を申し上げます。

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部(FAX.03-3564-2560)迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます！
<http://www.sogo-unicorn.co.jp>

お申込み先 ▶ **FAXフリーダイヤル** 0120-05-2560

※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ下さい。

お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株)企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

●お申込み方法

・左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証／請求書／銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。

・開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡をさせていただきます。

●参加費のお支払について

・参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。
・お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。
・お振込手数料は貴社にてご負担願います。
・当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に印を記入願います。

●お申込者が参加できない場合について

・代理者にご出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。

●キャンセルについて

・開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名／氏名／電話番号／返金先銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。
・返金手数料として2,000円(1枚毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。

●その他ご連絡事項

・お座席は受付順を基本に当方に指定させていただきます。
・会場内は禁煙です。講演中の録音・録画・PC・携帯電話等の使用はお断りいたします。
・ご記入いただいた個人情報は、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者の間の交流促進のために利用させていただきます。
・主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際には弊社より参加者にご連絡させていただきます。なお、その際の交通費の払い戻しやキャンセル料の負担はいたしかねますので、予めご了承ください。

参加申込書

平成29年度労働行政運営方針の解説と企業対応【実務解説】

●会社名(フリガナ)

●貴社業種

●振込予定日(月 日)

●当日現金支払い希望…□

●ご担当者名()

●所在地(〒)

TEL. () FAX. ()

●出席者名①(フリガナ)

●所属部署・役職名

E-MAIL

●所属部署・役職名

●出席者名②(フリガナ)

●所属部署・役職名

E-MAIL

セミナープログラム & タイムスケジュール

講師プロフィール

13:00~17:00 ※15時前後に15分間のコーヒーブレイクのほか、随時休憩を挟みます。

I. 「平成29年度 労働行政運営方針」の重要ポイント解説 ～近年の行政運営方針の傾向も交えて解説

1. 平成29年度労働行政運営方針の重点項目を読み解く
2. 近年の傾向も交えて企業対策のポイントを解説
 - 長時間労働の抑制および過重労働による健康障害防止に係る監督指導
 - 労働力不足を補うための若者・女性・高齢者・障害者の就労促進政策
 - 非正規雇用から正規雇用への転換
 - 同一労働同一賃金実現への取組み
 - かとく(過重労働撲滅特別対策班)等、労働行政による過重労働摘発の実態

II. 労働時間に対する意識の変化と労働時間問題への企業対応 ～昨年度から引き続き対応が迫られる「労働時間管理」の重要性

1. 残業代請求には異なる2種類の性質がある
2. 若者の長時間労働に対する根強い不満、会社に対する根強い不信感
3. 労働時間管理アプリによる残業代計算や、LINE(ライン)での労働時間の証拠管理
 - 手軽になった未払い残業代請求管理
4. 労働時間管理をしないことによるリスクと残業許可制の限界
5. 行政から司法へ、訴訟から交渉への流れ
6. 未払い残業代請求分野への弁護士の進出（完全成功報酬制の定着等）
7. 【事例研究】近時の事例から学ぶ留意点と対応策

- 人手不足の職場で、「退職する」と経営者を半ば脅かしながら残業代を請求した事案
- 在職中に集団で残業代訴訟を提起した事案
- 親の支援のもとで、新卒社員が未払い残業代訴訟を提起した事案
- 事業承継に伴う幹部交代の際に起きた未払い残業代請求
- 業界別未払い残業代請求の現状

III. 「労働基準法改正案」ポイント解説 ～労働行政の「労働時間法制」見直しの方向性と予測

1. 労働基準法改正案の方向性
2. これまでの労働行政の実情と今後の予測
3. 在宅勤務制と事業場外みなし労働時間制の活用
4. 働き方改革で何が変わらのか

IV. 2018年問題～「期間雇用からの無期転換」の問題と対応

1. 2018年4月以降続々と発生する無期転換権
 - パート・アルバイト・契約社員から正社員・限定社員への転換
2. 想定される紛争事例とその対応
3. 無期転換就業規則例

V. 「同一労働同一賃金」の問題と対応

1. 定年退職者の再雇用と、パート・アルバイト・契約社員と正社員との問題

VI. 質疑応答



向井 蘭 (むかい らん)

かきつばた
杜若経営法律事務所
弁護士

1975年生まれ。1997年東北大学法学部卒業。2003年弁護士登録(第一東京弁護士会)後、狩野祐光法律事務所(現:杜若経営法律事務所)に入所。経営法曹会議会員(使用者側の労働事件を扱う弁護士団体)。

一貫して使用者側で労働事件に取り組み、団体交渉やストライキ等の労働組合対応から、解雇未払い残業代等の個別労使紛争までを取り扱い、リストラやストライキ対応得意分野とする。2014年から上海に居住して中国労働法にも取り組んでいる。

近年、中国進出やアジア進出を支援する会計・税務事務所、マイツグループとの共同出資により上海マイツ蘭玉璽人材諮詢有限公司を設立し、同社の総経理に就任。日系企業の労務問題対応にあたる。

インターネット経由で音声データを配信するサービス「Podcast」で、労働法の基礎やビジネスに関する法律の問題等をわかりやすく解説する番組「向井蘭の社長は労働法をこう使え！」の配信を2016年8月から開始し、itunes Podcast 経営/マーケティングカテゴリーのランキング3位を獲得する。

URL <http://www.labor-management.net/>